



## 2 共 通 事 項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる所有権の移転は、1の各筆明細書の定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 所有権の移転及び引渡し時期
 

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権は、本計画の公告があったとき、所有権の移転時期として定めた日に移転する。

また、1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときに、当該土地の引き渡しを実施される。
- (2) 本計画に定められた法律関係の失効
 

1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権移転に係る本計画に基づく法律関係は失効する。
- (3) 所有権以外の権利の消滅
 

当該土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、農地中間管理機構（以下「乙」という。）に所有権を移転する者（以下「丙」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。
- (4) 租税公課等の負担
 

当該土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、丙が負担する。
- (5) 所有権の移転の登記
 

本計画による所有権の移転の登記は、乙の申請により行うものとし、乙から所有権の移転を受ける者（以下「甲」という。）及び丙はこれに協力しなければならない。

- (6) 経費の負担
 

ア 所有権の移転の登記に要する登録免許税は、丙から乙への移転については、乙の負担とし、乙から甲への移転については、甲の負担とする。

イ 所有権の移転に係る事務取扱経費については、丙から乙への移転については金 円、甲から乙への移転については金 円とする。
- (7) 法律関係の解除
 

甲、乙又は丙は、相手方が本計画に基づく義務を履行しないとき又は所有権の移転後引渡しまでの間に災害等の不可抗力のため当該土地物件が滅失若しくは著しくその価値を減少したときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。
- (8) 形質等の変更の禁止
 

丙又は乙は、所有権の移転後引渡しまでの間は、当該土地物件の形質等の変更をしてはならない。
- (9) 所有権取得者の責務
 

甲は、本計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (10) その他
 

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定める。

## 3 所有権の移転を受ける者（甲）の農業経営の状況等

農家台帳番号		氏名又は名称		所有権の移転を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況				所有権の移転を受ける者の主な家畜の飼養の状況		所有権の移転を受ける者の主な農機具の所有の状況		農作業従事日数	日
利用権の設定等を受ける土地の面積 ㎡		所有権の移転を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 ㎡		所有権の移転を受ける者の主たる経営科目		世帯員	農業従事者	雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量	
農地		農地		人	主たる従事者	人	人日						
採草放牧地		採草放牧地	その他の従事者		人								
その他			従として農業に従事する者		人								
農作業に従事する者の配置の状況				農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等									
市町	氏名	住所地、拠点となる場所等		左の記載省略理由(✓)				農地法その他の農業に関する法令		違反の有無(✓)		有無(✓)	
								有	無	過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無	有	無	
				農業を担う者	農地法3条、4条、5条、42条、51条								
				認定農業者	農振法15条の2、15条の3								
				新規就農者	種苗法の育成者権、専利用権の侵害(20条、25条)								
					農薬取締法24条								

(記載注意)

- 1 農家台帳番号の記載があれば、農家台帳により農業経営の状況が確認できるため、本表の記載を一部省略することができる。
- 2 この場合、「農家台帳番号」及び「氏名又は名称」欄のみ記載し、他は省略するものとする。
- 3 農作業に従事する者の配置の状況については、対象農地について甲が地域計画において農業を担う者と位置付けられている場合は対象外であるが、認定農業者又は新規就農者についても、農業経営改善計画等で状況が確認できるため、記載を省略することができる。
- 4 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況において、違反等が有る場合は、その時期、内容、理由を記載し記名・押印した書面を添付するものとする。